

国 有 財 産 売 払 公 示 書

下記国有財産を「普通財産売払申請書」の先着者を契約相手方として売払いします。

記

1. 売払物件
別表「先着順応募受付物件一覧表」のとおり。
2. 申込者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者
 - (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「暴力団」及び「警察当局から排除要請がある者」
なお、申込者（購入者）は、申込後（購入後）においても、「暴力団」及び「警察当局から排除要請がある者」であつてはならない。※ 1物件に対して1者で複数の申込み（1名義に構成された者が他の共有名義等に構成されて行うものを含む）はできない。
3. 申込みにあたって付す条件
「公序良俗に反する使用（暴力団事務所等の利用）等の禁止及び、当該履行状況の把握に係る実地調査等、並びに、当該履行状況違反に係る違約金の支払い」等を条件とする。
4. 申込受付期間及び場所
 - (1) 受付期間
令和7年12月23日（火）から令和8年4月14日（火）までの間
（土日・祝日等の閉庁日を除く）の午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分まで（必着）
 - (2) 受付場所
富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎5階
北陸財務局 富山財務事務所 管財課（国有財産売却担当）
5. 契約相手方の決定
申込受付期間中において、最初に申込み（無効な申込みを除く）を行った者を契約相手方として決定する（契約相手方の決定には、申込後、一定の期間を要する）。
ただし、申込受付期間中の同日において複数の申込み（無効な申込みを除く）があつた場合には、抽選により契約予定者を決定する。抽選により落選した者は補欠者として順位登録し、契約予定者が下記7に定める契約締結期限までに契約を締結しなかった場合に限り、契約予定者として繰上決定する。なお、抽選日時等は、申込みを行った者に別途通知する（通知には、申込後、一定の期間を要する）。申込みを行った者が抽選会場にいない場合は、国の指定した者にくじを引かせて契約予定者を決定する。
申込みの際には、北陸財務局富山財務事務所が指定する「普通財産売払申請書」に後述する必要な添付書類を添えて持参により提出しなければならない（「普通財産売払申請書」の様式は上記4の(2)の受付場所等において交付する）。添付書類は、「印鑑証明書」及び北陸財務局富山財務事務所が指定する「誓約書」、「同意書」のほか、申込みが個人の場合には「住民票」、法人等の場合には「法人登記簿（法人の登記事項証明書）」及び「役員一覧」等となる。
6. 申込みの無効
申込者に必要な資格のない者のした申込み及び申込みに関する条件に違反した申込みは無効とする。

7. 契約締結期限
売買契約の締結は、契約相手方決定の日から30日以内に行うものとする。
期限までに売買契約を締結しない場合には、申込みは無効とする。
売買契約の締結期限に該当する日が土日・祝日等、閉庁日に該当する場合には、直前の開庁日を期限とする。
8. 契約書作成の要否等
契約書の作成を要し、代金は即納とする。
9. 売買代金の支払方法
売買代金の支払いは、以下のいずれかの方法によるものとする。
 - (1) 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法
売買契約締結時に売買代金全額を納付する。
 - (2) 売買契約を締結しようとするときに契約保証金を納付し、20日以内に差額を納付する方法
売買契約を締結しようとするときに契約保証金として売買代金の1割以上（円未満切上）を納付し、その後、売買契約締結の日を含めて20日以内（20日目が土日・祝日等、金融機関の休業日に該当する場合には、直前の営業日を期限とする。）に売買代金と契約保証金との差額を国が発行する納入告知書により納付する。
ただし、3月の契約は契約保証金を売買代金に充当することができないため、契約保証金は、売買代金全額の納付が確認された後に契約相手方が指定する金融機関（一部金融機関を除く）の預金等口座へ振り込む方法により還付する。
期限までに売買代金の納付がない場合は、契約保証金は国庫に帰属する。
10. 契約内容の公表
 - (1) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を北陸財務局のホームページにおいて公表する。
所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予決令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率
 - (2) 上記(1)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となる。
11. 個人情報の提供等
住民票及び役員一覧等に記載された個人情報については、申込資格の確認のため、警察当局に提供する。
12. その他
売払物件は、現況有姿の引渡しとする。
申込者は、本公示書のほか、北陸財務局富山財務事務所で交付する国有財産売買契約書（案）等を十分理解の上、申込むこと。

以上公示する。

令和7年12月16日

財務省 北陸財務局 富山財務事務所

お問合せ先 北陸財務局富山財務事務所管財課（国有財産売却担当） 電話076-432-5488（直通）
--

(別表)

先着順応募受付物件一覧表

物件 番号	所在地	区分	実測数量 (㎡)	登記 地目	都市計画上の制限等 (用途地域)	建蔽率 (%)	容積率 (%)	売払価格
104	高岡市下牧野字埋田266番2外2筆	土 地	337.92	宅地	市街化区域 (一種中高層)	60	200	3,780,000円
105	高岡市内免1丁目3番2外1筆	土 地	257.11	宅地	市街化区域 (準工業)	60	200	4,110,000円
107	氷見市上泉字干田649番3	土 地 工作物	535.87 一式	雑種地	都市計画区域内 非線引区域 (指定なし)	60	200	9,720,000円